暮らしのinformation

町内の各種グループ・サークルの催しなどをお知らせください
※掲載希望月の前月10日までに総合政策課企画振興室広報広聴係へ要連絡

開催

赤十字救急法基礎講習

日常生活の中でけがや急病、あるいは交通事故などが発生した場合の正しい対処法を学ぶ講習です。この講習では心肺蘇生法やＡＥＤの使い方などを学習します。

■日時／7月26日（日）13時～17時
■受講対象／満15歳以上で健康な方ならどなたでも
■場所／町総合体育館2階研修室
■受講料／１５００円（当日）
■申込・お問い合わせ／7月17日（金）までに氏名、住所、電話番号、生年月日を添えて電話かＦＡＸにて左記まで申し込み
日本赤十字社倶知安町分区（町住民環境課生活安全係内）
☎56―８００５ FAX23―２０４４

講習会・相談会

■対象者／ひとり親家庭のお母さん、お父さん
■申込先・お問い合わせ／社会福祉法人北海道母子寡婦福祉連合会母子家庭等就業・自立支援センター
☎０１４３―83―７０４７

【就業実践指導講習会】
■日時／8月8日（土）13時～15時（受付は12時45分～）
■場所／後志合同庁舎3階1号会議室
■内容／ビジネスマナー、クレーム対応・接客マナー

【法律無料相談会】
※女性弁護士による
■日時／8月8日（土）13時～15時（受付は12時45分～）
■場所／後志合同庁舎3階2号会議室
■定員／4名（1人30分）予約制

【巡回相談】
■日時／8月8日（土）10時～15時（受付は9時45分～）
■場所／後志合同庁舎3階3号会議室

戦没者追悼式

■内容／町内戦没者の偉勲を偲び、戦没者追悼式を開催します。多数のご参列をお願いします
■日時／7月24日（金）10時～
■場所／ホテル第一会館
■お問い合わせ／事務局（町福祉医療課少子高齢化対策室福祉係）
☎23―０５００

硬式テニス初心者講習会

■日時・場所／
①7月18日（土）、25日（土）9時～11時　サンスポーツランドくっちゃん
②7月21日（火）13時～15時　しりべつ川リバーパーク
■講師／香川 修
アシスタント　田村 貴美恵
■参加費／無料（ラケットの貸し出しをします）
■申込／不要
■主催／倶知安硬式テニス協会
■お問い合わせ／事務局　田村
☎23―２６３４

チャイルドカット講座

プロの美容師がお子さんの髪をカットしながらレクチャーします。

■内容／前髪カット講座
■日時／7月27日（月）10時～11時
■場所／絵本館2階
■お問い合わせ／申し込み不要、参加費無料です
照井☎55―５７５１
遠谷☎22―５２２１

納税だより

【家屋を取り壊した方へ】

家屋に対する固定資産税（都市計画税）は、毎年1月1日現在に存在するものに課税されます。年の途中で家屋の全部または一部を取り壊したときは、翌年度から取り壊した部分について課税されません。このため、家屋を取り壊したときは、登記の有無、床面積の大小にかかわらず、速やかに税務課資産税係までご連絡ください。

なお、家屋を取り壊した後の土地の利用方法により、土地の固定資産税が変わる場合があります。

所得税の予定納税（第1期分）
納期限は平成27年7月31日です

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「予定納税額の通知書」が送付されます。

予定納税とは？

前年分の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、原則その1/3相当額をそれぞれ7月（第1期分）と11月（第2期分）に納付するという制度です。

予定納税額の減額の申請・納付

◇減額申請をする場合は、平成27年7月15日までに、「予定納税額の減額申請書」を税務署に提出してください。

廃業や災害などの理由により、平成27年6月30日現在の状況で、平成27年分の見積もった税額が、税務署から提出された「予定納税基準額」より少なくなると見込まれる場合に、申請することができます。

◇納付には便利な振替納税をご利用ください
国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp
倶知安税務署　☎22-1192

無料個別相談実施中!!（出張可）0120-963-470（クロー・サヨナラ）
電話受付:8:30-17:30　土日祝・夜間対応可（要予約）
債務整理 ・払過ぎた借金が返ってくる可能性もあります。
・借金が大幅に減額される可能性があります。
お急ぎ下さい! 貸出枠の総量規制による債務整理の増加により金融機関の体力がなくなり、払い過ぎた借金が返ってこなくなる可能性もあります。
相続遺言 相続放棄・名義変更・生前贈与
▶WEBサイトこちらから! 倶知安　吉田事務所　検索
倶知安駅徒歩3分！　北洋銀行向かい、はんこ広場2階
吉田聡司法書士・行政書士事務所（倶知安町南1条西1-33）

不動産のことなら
www.ezofuji.jp
(有)マウンテンサイド
宅地建物取引主任者　脇山　潤
倶知安町南4条西1丁目（カラダラボ向い）
0136-22-1234 / info@ezofuji.jp

アユールヨガパレード

■日時／7月4日（土）～7日（火）
■内容／ヨガ教室、手相・体質診断、料理教室など
■講師／チャンドラムクタ（インド在住）
■お問い合わせ／下田平 幸子 ☎080―5108―7010

募集

職員募集

〔住民環境課住民係非常勤職員〕
■資格／町内在住、役場から2キロ以内で通勤可能な人
■職務内容／窓口業務（住民票、戸籍、印鑑証明等の発行・交付等）、その他住民補助業務
■雇用期間／平成27年8月1日～平成28年3月31日
■勤務時間／月曜～金曜11時～17時30分（昼食休憩13時～14時）
■賃金／時給820円（雇用、公務災害保険有）
■履歴書提出期限／履歴書とハローワークからの紹介状を添え7月10日（金）までに提出。書類選考の上、面接日時などを連絡
■申込・お問い合わせ／同住民係 ☎56―8007

〔サンスポーツランドくっちゃんパート職員〕
■雇用期間／平成27年採用日～平成28年3月31日
■勤務時間／（夏期5～10月）水～日曜日の1日5・5時間程度（冬期11～4月）月～金曜日の1日4・5時間程度
■勤務内容／観光案内業務・施設維持管理に関すること（夏期は上記に加えてテニスコート受付・貸出業務）
■応募資格／町内在住者で通勤可能な方（通勤手当支給）
■賃金／時給820円
■申込方法／履歴書とハローワークからの紹介状を左記まで提出
■申込先・お問い合わせ／町商工観光課観光振興係 ☎56―8009

ソフトバレー会員募集

■団体名／ポテトママ
■活動日／毎週木曜日10時～12時
■場所／町総合体育館
小さなお子様連れでも参加できます。初心者歓迎！
■お問い合わせ／事務局 高岸 ☎23―2748

毎月第4木曜日は町長室の日

町政への意見や要望、質問、疑問などについて、町長と直接話してみませんか？
■開催日時／毎月第4木曜日 13時～17時
※今年度の初回開催日は**7月22日（水）**です。ご注意ください
■対話の時間／一団体（個人も可）につき60分程度
■申込期限／毎月第3木曜日（開催日の1週間前）
■申込方法／電話または申込用紙を町総合政策課企画振興室広報広聴係まで送付 ☎56―8001 FAX23―2044 ✉kouhou@town.kutchan.lg.jp（申込用紙）役場1階町民ホールまたは広報広聴係で配布。町ホームページからも入手可能

自衛官募集

■お問い合わせ／倶知安地域事務所☎23―3540
■自衛官募集相談員／古谷 和之 ☎23―3165 清水 礼子 ☎22―0075 笹山 武市 ☎22―2433 佐名木幸子 ☎22―4302

周知

障がい児（者）の手当

障がいのある方の経済的援助として、次の手当の支給を行っています。

1．特別障害者手当
著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常に特別の介護が必要な、20歳以上の在宅の方に支給されます

2．障害児福祉手当
重度の障がいがあるため、日常生活において常に介護が必要な、20歳未満の在宅の方に支給されます

3．特別児童扶養手当
中程度以上の障がいがある20歳未満の方を養育している父母などに支給されます

■受給方法／左記まで認定請求書等を提出 ※障がいの状態により該当しない場合や、所得や施設入所などによる支給制限があります
■提出先・お問い合わせ／町福祉医療課少子高齢化対策室福祉係 ☎23―0500

募集種目	受験資格		受付期間	試験日
自衛官候補生	18歳以上27歳未満の者	男子	通年	受付時にお知らせします 平成28年3月高卒予定者については原則として平成27年9月16日以降に実施
		女子	8月1日～9月8日	9月25～29日の指定する1日
一般曹候補生	18歳以上（高卒見込含）27歳未満の者		8月1日～9月8日	1次：9月18・19日の指定する1日 2次：10月8～14日の指定する1日
海上・航空自衛隊航空学生	18歳以上（高卒見込含）21歳未満の者		8月1日～9月8日	1次：9月23日 2次：10月17～22日 3次：（海上）11月19日～12月16日の指定された1日（航空）11月14日～12月17日の指定された期間

野犬掃討を実施

人や他の動物への危害防止のため、野犬掃討（放たれている犬も対象）を実施します。
■日時／7月1日～9月30日
愛犬が対象にならないよう、次のことを守りましょう。
①放し飼い等、逃げ出せる環境で犬を飼育しない
②散歩の際は必ずリードを装着する
③犬の登録、狂犬病予防注射を行い、登録鑑札票、予防注射済票を首輪につける
④犬がいなくなった時はすぐに役場に連絡する
⑤犬が戻った時の連絡も忘れずに！
■お問い合わせ／町住民環境課環境対策室地域衛生係☎56―8008

for comfortable & clean life ～快適できれいな生活のために～
リサイクルの総合商社
ニセコ運輸有限会社
大型ごみ一般ごみ回収 家屋等解体工事 除排雪作業
不用品等の処分でお困りの際は、お気軽にご相談ください。
ご用命は TEL：0136-22-0745 FAX：0136-22-4653

注意

詐欺にご注意を

【医療費・保険料の還付金詐欺】

電話で役場や年金事務所などの行政機関の職員を名乗り、医療費や保険料の還付手続きのために金融機関等のＡＴＭに誘導する事例が報告されています。

行政機関の職員が医療費や保険料の還付金の受け取りについて、ＡＴＭを利用するよう促したり、銀行の暗証番号を聞いたりすることは一切ありません。

詐欺手口の電話での特徴

○金融機関等のＡＴＭに行くよう指示

○「医療費が戻るが、手続きの期限が過ぎたので、早く手続してほしい」と手続きを急かせる

詐欺にあわないためには

○怪しいと思ったら相手の名前や所属、要件を聞いてメモをとる

○まずは冷静になり、家族など第三者に相談する

○相手が名乗った町や行政機関、企業名や所属、連絡先を確かめる（※相手が連絡先を教えた場合でも、電話帳で調べた電話番号に連絡し、事実関係を確かめる）

○事実でないと判明したときには、警察に通報する

【年金情報流出を口実にした詐欺】

日本年金機構が保有する情報の一部が外部に流出したことが判明しました。この年金情報流出事案に関して次のようなことはありません。

○日本年金機構や年金事務所からお客様に電話することはありません。該当するお客様の基礎年金番号の変更に関するご連絡は、後日、文書をお送りします

○日本年金機構からお客様にお金を要求することは一切ありません

○日本年金機構がお客様にＡＴＭの操作をお願いすることは一切ありません

○お客様の個人情報（家族構成など）を確認することはありません

※ご自宅や職場などに日本年金機構や機構の職員などを名乗る電話がかかってきたら、迷わずに左記までお電話ください

日本年金機構専用電話窓口（コールセンター）受付8時30分～21時
☎0120－818211

警察相談専用電話　＃9110

倶知安警察署☎22－0110

周知

プレミアム商品券

プレミアム商品券の販売が始まります。販売方法が予約販売に変わりました。7月10日までに申込みが必要となります。

詳しくは、今月号の広報の折込みチラシを参照ください。

■お問い合わせ／倶知安商店連合会☎23－0222

平成26年度情報公開・個人情報保護条例運用状況

平成26年度における町情報公開条例、個人情報保護条例の運用状況がまとまりました。

情報公開条例に基づく公文書の開示請求は6件で、開示した文書が5件、文書が作成していないため不開示としたものが1件でした。また、個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求は2件で、いずれも開示しました。

なお、町では、これらの条例の運用状況の内容について、いつでも情報公開総合窓口で閲覧できるようにしています。

■お問い合わせ／町総務課法務支援係☎56－8000

医療費通知の発行

被保険者の皆さまに健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめ、発行を希望する方を対象に医療費通知を送付しています。

なお、次回の発行は9月（平成27年1月～6月の医療費を対象）に行います。

◆発行を希望する方は連絡を

発行を希望する方は、福祉医療課国保医療係（☎56－8006）までご連絡ください。電話連絡だけで手続きができます。

○すでに発行希望を連絡済みの方には継続して発行しますので、再度の連絡は必要ありません

○この通知を受け取ったことにより、申請等の手続きをする必要はありません

※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません

消費者コーナー

倶知安町消費者協会

倶知安消費者大会開催のご案内とお願い

倶知安消費者協会は昭和44年7月設立しました。毎年、設立を記念して7月に大会を開催しています。本年は廃棄物処理方法が大幅に変更になったことから「廃棄物の有効活用とその排出について」 をテーマにして、関係者のトークを行う予定でおります。皆さんのご参加をお待ちしています。

■日時／7月24日10時から

■場所／文化福祉センター　中ホール

■パネルデスカッション／パネラーは、行政・業者・消費者協会から予定していますが、町民の立場でもう一人加わっていただき、ご意見を発表してくださるようお願いします。つきましては、7月8日までに消費者協会までお申し出ください。申し出者多数のときは、町と消費者協会で選考させていただきます。

■消費生活相談室（公民館1階団体室）

■月・水・金曜日10時～15時　☎23-1522

■時間外の緊急相談は☎22-2101（荒野）

土地と住まいのご相談は
――親　切　第　一――
北海道知事免許　後志（しりべし）（10）165号
ニセコ不動産
〒044－0051　☎(0136)22-0200(代表)
倶知安町北1条西1丁目21　FAX(0136)23-3800
HPアドレス　http://nisekohudousan.jimdo.com

屋根工事・板金工事・防水工事
後志金属工業(株)
倶知安町北２条東１丁目
TEL　0136－22－0406
FAX　0136－23－3188

消防署からのお知らせ

夏の火災防止について

夏の行楽で外出する機会が増えるとともに、バーベキューや花火等、野外での火気の使用が多くなります。火災を防ぐため次のことに注意してください。

・炭火等を使った後は水などで確実に消火し、風の強いところでは火気の使用に注意しましょう。

・花火を行うときは水バケツを用意し、風向きや燃えやすいものが近くにないかを確認して行いましょう。

また、祭礼・縁日・花火大会など多数の人が集まる催しを行う際には、消火器の準備や届出が必要な場合があるので、事前に消防署にお問い合わせ下さい。

火の用心をお願いします。

5月末までの災害出動状況

	平成27年	平成26年
火　災	5件	4件
救　急	393件	389件
救　助	9件	9件
その他	33件	44件

まちの事件簿―地域安全ニュース

主な事件

▽出店荒らしの発生

店舗内に保管していた財布が盗まれる事件が発生しました

▽車上ねらいの発生

敷地内にドアロックせずに駐車していた車から、財布等が盗まれる事件が発生しました

▽駐車中の車のドアが傷つけられる事件が発生しました

交通事故

▽5月4日、道道の交差点において、後方不注視のまま後退したため、後方に停止中の車両に衝突する事故が発生しました

▽5月27日、後退して敷地内から道路に出る際に、後方確認を怠ったことから、信号待ち停止中の車両に衝突する事故が発生しました

5月末までの
町内交通事故発生状況

	平成27年	平成26年
人　身	14件	17件
物　損	243件	275件
死　者	0名	1件

おたんじょう おめでとう

藤井　颯己（ふじい　さつき）ちゃん　北4東8
（父　祐太　母　愛美利）

福士　由望（ふくし　ゆの）ちゃん
（父　司　母　由依）

龍野　碧（りゅうの　あおい）ちゃん　南6西3
（父　慎也　母　由貴子）

碇　結菜（いかり　ゆいな）ちゃん　北5東2
（父　内輔　母　淑恵）

山本　直央（やまもと　なお）ちゃん　北4東8
（父　拓矢　母　智子）

瀧上　幸（たきがみ　さち）ちゃん　北6西4
（父　光　母　まどか）

勝浦　陽莉（かつうら　ひまり）ちゃん
（父　雅博　母　夏美）

村上　椰恵（むらかみ　やえ）ちゃん　南4西1
（父　雅康　母　幸恵）

苫米地　琴音（とまべち　ことね）ちゃん　南4東3
（父　竜也　母　ゆかり）

齋藤　旬汰（さいとう　しゅんた）ちゃん　南3東5
（父　健吾　母　亜美）

端川　結理奈（はたかわ　ゆりな）ちゃん
（父　知行　母　智子）

中﨑　陽空（なかざき　ひいろ）ちゃん　南1東1
（父　貴　母　真澄）

山階　浄淳（やましな　じょうじゅん）ちゃん
（父　淳雄　母　可南子）

ごめいふくをお祈りします

日　根　正　美さん	(86)	字旭
関　口　ヨシエさん	(90)	南3東6
藤　田　駿一郎さん	(84)	南3東6
髙　山　　登　さん	(84)	字八幡
渡　部　　昇　さん	(56)	南4東1
山　岸　ミネ子さん	(89)	北7東6
吉　川　一　男さん	(91)	字高砂

6月16日（火）までに住民環境課住民係へ届け出があったもので、承諾を受けた内容について掲載しています。

人の動き　平成27年5月末現在

人口	15,235人（前月比 −176）
男	7,597人（前月比 −109）
女	7,638人（前月比 −67）
世帯数	7,654世帯（前月比 −162）
うち外国籍住民	343人（前月比 −105）

認知症の母の自宅の処分

岩内ひまわり
基金法律事務所

弁護士古宮　靖子
☎ 0135-61-4777
FAX0135-61-4888

Q．認知症の母が老人ホームに入居したので、空き家になった自宅を、今後売却しようと考えています。売却にあたりどのようなことに注意すべきでしょうか。

A．ご自宅の敷地と建物の名義人がお母様であれば、お母様が売主となって自宅を売却します。ここで、お母様の認知症に進み具合に注意すべきです。判断能力が著しく低下し契約を結ぶ能力がなくなっている場合には、家庭裁判所に申し立てて、お母様のため「成年後見人」という代理人を選任してもらう必要があります。

また、自宅を亡くなったお父様名義のまま相続手続きをせずに放置しているケースも少なくありません。その場合自宅を売却するには大きく、相続人全員で合意して、①共同で売却するか、②自宅の代表相続人を決めた上でその相続人が売却する方法をとることになります。①②のいずれにせよ、相続人全員が合意する（「遺産分割協議」ともいいます。）必要があります。

このときも、お母様の判断能力が著しく低下し契約を結ぶことができない場合には、「成年後見人」がお母様を代理して遺産分割協議をする必要があります。相続手続き未了のまま長年放置しておくと、相続人の皆さんがご高齢になり、複数の方それぞれに成年後見人をつけなければ処分できないことも少なくないので、なるべく早いうちに相続手続きを済ませることをお勧めします。なお、成年後見人は、裁判所の許可を得た上で自宅を処分することになります。「成年後見人」選任の申立方法については、弁護士などの専門家にご相談ください。

倶知安整骨院

6月より　施術時間が変わります

施術時間	月	火	水	木	金	土	日
午前　8:30 ～ 11:30	○	○	○	○	○	○	休診
午後　14:00 ～ 19:00	○	○	休診	○	○	休診	休診

日曜・祝祭日は休診です

北4条東2丁目　厚生病院となり　☎ 23-4141

ドクターホンダの住宅リフォーム
家を快適にしたいとお考えの方！　当社にお気軽にご相談ください。

トイレ　外壁
台所　お風呂
窓　玄関ドア
風除室　ガレージ

TEL 0136-22-0436
地域と共に歩んで80年
本田興業株式会社